公益財団法人高岡市荻布学生寮定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人高岡市荻布学生寮と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都小金井市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京都及びその周辺において勉学する富山県高岡市出身の学生の ために、健康で文化的な生活を営むに適した学生寮を設置し、有用な人材の育成に寄 与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 学生寮の設置、管理及び運営
 - (2) 入寮生の指導
 - (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 基本財産は、前条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。
- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分するとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (公益目的取得財産残額の算定)
- 第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産 残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第 10 条 この法人が資金の借入れをするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員4名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第 12 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3分の1を超えないものであること。
 - ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある

者

- ウ 当該評議員の使用人
- エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
- カ イから工までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一に するもの
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のアからエに該当する評議員の合計 数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

- イ 使用人
- ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の 定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員で ある者
- エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
- (ア) 国の機関
- (イ) 地方公共団体
- (ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- (エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- (オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (カ) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 前項の場合には、評議員会は、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 5 第3項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年

度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。 (評議員の任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 第 11 条に定める評議員の員数が欠けた場合は、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第14条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合 の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項 (開催)
- 第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、 3 月及び 必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

- 第 20 条 評議員会の決議は、決議によって特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議 員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令に定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議 を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を 上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達 するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した評議員の中からその会議において選出された議事録の署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 4 名以上 6 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の 業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 この法人の理事のうち、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある 者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とす る。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を 執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務 を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を 分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の 執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告 を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業 務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 第 22 条に定める理事又は監事の員数が書けた場合は、任期の満了又は辞任により 退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事と しての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 27 条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (役員の報酬等)
- 第28条 理事及び監事は、無報酬とする。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第31条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。 (議長)
- 第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条 において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったもの とみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。(解散)
- 第 36 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能 その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第37条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第39条 この法人の公告は、電子公告による。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 補則

(委任)

第40条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、林 時彦、常務理事は、橘 博文とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

山達 雅美

氷見 哲正

鍛冶 功一

大野 きよみ

廣島 嘉春